

2023年度 インキュベンチャー助成 募集要項

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団

小笠原敏晶記念財団（2020年6月より改称）は、科学技術の健全な発展の一助となる助成活動を通じてわが国の産業の発達に寄与することを目的として昭和61（1986）年9月に発足されました。

インキュベンチャー助成は、平成27（2015）年「大義ある熱い志」をもった起業家の皆様への助成活動としてスタートしました。

日本の成長産業につながるような独創性に富んだ公益性の高い新製品・新技術のプロジェクトのご応募をお待ちしています。

*「インキュベンチャー」とは、インキュベーションとベンチャーを合わせた造語です。

1. 助成の対象プロジェクト

- 1) 社会経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる公益性の高い優れた新製品、生産技術を含む新技術（但し、医薬を除く）の開発プロジェクトを対象とする。

例えば、第一次産業、カーボンニュートラル、大災害時の安全確保や早期復旧、社会インフラの保全、高齢化に伴う介護・看護、AR/VR、AI、各種治療デバイス関連など。

2. 応募資格

日本国籍を有し下記1) または2) に該当する個人・グループ、ベンチャー企業等

- 1) 個人またはグループ

3年以内に起業を目指す個人またはグループで優れた新製品、新技術を自ら事業化しようという具体的な計画と強い意志を持つ者

- 2) ベンチャー

応募時点で設立5年以内のベンチャー企業等で自社の優れた新製品、新技術を基に原則3年最大5年以内に事業化あるいは事業化可能なレベルまで到達できる者

*「事業化可能なレベル」とは、試作ができていて、設計図面が出来ているもの等実施可能なエビデンスが提供できるレベルで選考委員が総合的に判断する。

3. 助成金額と助成件数

助成金額は総額12,000万円を予定しております。また、助成件数は以下のように計画しております。

- 1) 1件あたり最大2,000万円のプロジェクトを4件程度
- 2) 1件あたり最大1,000万円のプロジェクトを4件程度

<助成金の使途>

対象プロジェクトの実施に直接必要な費用とする。但し、以下に記載した費用は対象外とします。

- 1) 申請者（本人、共同者）自身の人件費
- 2) 申請者が所属する組織の間接費および一般管理費（いわゆるオーバーヘッド）

4. 募集期間

2023年4月28日（金）～ 6月30日（金） 当日消印まで受付

5. 応募方法

1) 申請書

- (1) 当財団所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料とともに、郵送してください。
- (2) 申請書用紙は、当財団のホームページよりダウンロード願います。
当財団ホームページ <https://ogasawarazaidan.or.jp>
「助成事業」→「インキュベンチャー助成事業」
- (3) 申請書の提出部数
紙媒体とデータ（USB等）を一緒にご郵送ください。

① 紙媒体

正1部 写し10部

綴じ方は、左上ステプラー留めをお願いします。

② データ（USB等）

USB等にはPDF版とワード形式、両方を格納して下さい。

2) 添付資料

- (1) 会社設立後の場合
 - ① 会社概要
 - ② 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ③ 直近期の営業報告書、決算書
- (2) 大学関係の場合
所属機関長の推薦状
- (3) サンプル、動画、写真、カタログ等

- (4) 主要な発表実績
(例えば、論文、マスコミ発表等)
- (5) 特許その他知的財産権関係資料
 - ① 特許公報（登録前は公開公報）等
 - ② 知的財産権侵害調査結果報告書
- (6) 当財団からの選考結果を通知するための返信用定形封筒
(長形 3 号 A4 用紙が三つ折りに入る封筒)
(必ず切手貼付、返信先明記のこと)

<注>

- (1) 申請書の財団への持参はご遠慮ください。
- (2) ご提出いただいた申請書および添付資料等は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

6. 選考方法（応募状況等によって日程を変更する場合有り）

1) 選考日程

- (1) 書類選考（10月上旬）
- (2) 最終選考（11月予定）
書類選考合格者によるプレゼンテーション選考（書類選考合格者に追って、詳細通知）

2) 選考決定・通知（12月予定）

当財団の選考委員会にて選考を行い、採否の結果は理事会承認後、文書にてご通知します。なお、採否の理由に関するお問い合わせには応じかねますので予めご了承ください。

7. 選考基準

次の諸点に重点を置き総合的に選考します。特に社会への貢献度（公益性）の高さを重視します。

- 1) 社会への貢献度（公益性）
- 2) 技術の独創性（オリジナリティ）
- 3) 実現可能性（特に事業計画については事業年度毎に出来る限り詳細に記載して下さい。）
- 4) 将来性

8. 助成金の交付時期

2023年12月（予定）・覚書の締結が済み次第、助成金を交付致します。

9. 助成金の使途等

・研究を有効に推進し、成果を上げるための費用であれば、特に使途の制

限はありません。

- ・ 予算年度による制約や、研究実施期間の制限はありません。

1 0．助成対象者の義務

- 1) 助成金交付後、所定期間に成果報告書（中間報告含む）を提出いただきます。必要な場合はオーラル報告をお願いします。なお、時期等の詳細については、助成対象者に追って連絡します。
- 2) 助成を受けたプロジェクトについて、外部において論文または刊行物等で発表する場合には、当財団より助成を受けた旨を明記してください。また、公表した論文等の写しを当財団宛ご送付ください。
- 3) 助成金交付後、使途の明細を書面にてご報告下さい。
- 4) 助成金交付後、毎年 9 月末迄に活動報告書（様式はホームページからダウンロードして下さい）を 3 年間提出していただきます。

1 1．個人情報取り扱い等

- 1) 申請書にご記入いただいた個人情報は、選考および選考結果通知など、助成に関する一連の業務に必要な範囲に限定して利用します。
- 2) 助成が決定した場合は、申請書にご記入いただいた助成対象者のお名前、所属、職位、助成対象テーマおよび助成金額を公表します。
- 3) 当財団に提出する助成金交付後の「成果報告書」は、原則として当財団が発行する「年次報告書・ホームページ等」に掲載し公表します。
- 4) 提出資料について、著作権および著作者人格権を行使しないようお願いいたします。

1 2．確約

申請者は、反社会的勢力と関係する者ではないこと。

1 3．資格の取り消しと助成金の返金

- 1) 虚偽の申請内容が確認された場合、申請資格を取り消します。
- 2) 助成金受給後、申請内容に虚偽の事実が判明した場合、助成を取り消し、返金を求めます。
- 3) 所定の期間内に活動報告書の提出がない場合は、返金を求める場合があります。

1 4．その他

- 1) 申請内容の理解を深めるために、必要に応じて追加資料のご提出をお願いする場合があります。
- 2) 『インキュベンチャー助成に関する Q&A』も併せて参照ください。

追って掲載します。

以上、本募集要項のすべての内容を確認・承認した上で申請書を提出してください。

応募書類送付先・お問い合わせ先

〒108-0014

東京都港区芝5丁目27番6号 泉田町ビル4階

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団 米村

TEL 03-5476-2174

メールアドレス contact-tech@ogasawarazaidan.or.jp